

## 贈与税の改正について

平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与より適用！

平成 27 年 1 月 1 日の贈与より、贈与税について改正が行われますので紹介します。

## 【1】直系尊属から贈与を受けた場合の特例税率の創設

贈与税とは個人から財産をもらったときに課税される税金です。1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計額から110万円（基礎控除額）を差し引いた贈与税の課税価格に超過累進税率を乗じて贈与税額を計算します。平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与より、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者に限ります。）については、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。また、特例税率の適用がない財産については、「一般税率」を適用して贈与税額を計算するように贈与税の税率構造が以下のように改正されます。

(改正前)				(改正後)			
基礎控除後の課税価格	税率	控除額		一般税率	控除額	特例税率	控除額
～ 200万円以下	10%	-		10%	-	10%	-
200万円超 ～ 300万円以下	15%	10万円		15%	10万円	15%	10万円
300万円超 ～ 400万円以下	20%	25万円		20%	25万円	20%	30万円
400万円超 ～ 600万円以下	30%	65万円		30%	65万円	30%	90万円
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	125万円		40%	125万円	40%	190万円
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	225万円		45%	175万円	45%	265万円
1,500万円超 ～ 3,000万円以下				50%	250万円	50%	415万円
3,000万円超 ～ 4,500万円以下				55%	400万円	55%	640万円
4,500万円超 ～							

例) 20歳以上の者が直系尊属から500万円の贈与を受けた場合の贈与税額

改正前：(500万円-110万円)×20%-25万円=530,000円

改正後：(500万円-110万円)×15%-10万円=485,000円

∴平成27年以降の贈与の場合、贈与税額が45,000円安くなります。

## 【2】相続時精算課税制度の改正

現行、65歳以上の親から財産の贈与を受け、相続時精算課税制度を選択した場合、2,500万円までの贈与であれば贈与税は課税されません。2,500万円以上の額に対しては、一律20%の贈与税が課税されます。しかし実際に贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算しなければなりません。その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。この相続時精算課税制度が、平成27年1月1日以後、適用対象者の範囲の拡大等、以下のように改正されます。

	(改正前)	(改正後)
贈与者	① 贈与をした年の1月1日において 65歳以上の父母	① 贈与をした年の1月1日において 60歳以上の父母または祖父母
受贈者	① 贈与をした年の1月1日において 20歳以上の者 ② 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人	① 贈与をした年の1月1日において 20歳以上の者 ② 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

平成 27 年 1 月 1 日から相続税について、基礎控除の引下げ・最高税率の引上げにより課税が強化されます。贈与税の改正では、税率構造が見直しされ、贈与者の区分に応じて税率が変わり、その税率も細分化されました。これにより平成 27 年以降の贈与から贈与税が若干安くなりますので、贈与について検討してみたいはいかがでしょうか？